

Q & A (消防同意事務に関してよくある問合せ)

Q1 建築確認申請において、消防法に関する事前協議をしたい場合は、どうすればよいですか。

A 管轄消防署に電話して、事前に予約してください。

なお、当ホームページに掲載している「消防同意の窓口」及び「消防同意の審査に係る指摘事項例(概要)」を、事前にご確認ください。

Q2 建築確認申請図書に消防提出用の図面は必要ですか。

A 本市においては、消防提出用の図面を別に添付する必要ありません。

Q3 建築確認申請図書に消防同意調書の添付は必要ですか。

A 今後検討する予定がありますが、現在は添付する必要はありません。

Q4 建築確認申請前に事前審査の受付は可能ですか。

A 図面をお預かりしての事前審査は原則、受け付けていません。

建築確認申請図書を持参していただき、窓口での事前審査(打合せ)は実施します。

事情(申請建築物が大規模な場合等)により、図面をお預かりしての事前審査が必要な場合は、個別にご相談ください。建築確認申請先及び申請先の審査担当者が確定していることを条件に図面をお預かりしての事前審査を受け付けます。

Q5 建築確認申請図書の受付から消防同意までの期間を教えてください。

A 防火に関する法令等に違反が無い場合、建築基準法第6条第1項第4号に係る場合は3日以内、その他の場合は7日以内に同意します。

詳細については「[建築物等に関する事務処理要綱 第5条\(同意期間\)](#)」をご覧ください。

Q6 増築の場合、申請部分の図面のみを添付すればいいですか。

A 消防用設備等の種類によっては、既存部分との接続等を含めた防火対象物全体の把握が必要となるため、既存系統図、既存平面図等を添付して下さい。

Q7 1 普通階、無窓階の判定について教えてください。

2 特にFIX以外の開口部の面積の合計が、階の床面積の60分の1を越えることを、普通階の条件にしている理由は何故ですか。

A 1 普通階、無窓階の判定は

「[消防用設備等の運用基準 第2章第1節第5 避難上又は消火活動上有効な開口部の取扱い](#)」をご覧ください。

問2の回答です。

消防法施行規則第5条の2第2項第3号により、普通階に算定できる開口部は、建築物の外部からの破壊(消火活動上の破壊)は可能としていますが、建築物の内部からの破壊(避難上

の破壊)は可能としていません。本来、F I Xは算定できない開口部と解しますが、他の消防機関の取扱いと調整を図りつつ、同規則の目的を達成するためにF I Xの割合を制限しています。

消防法施行規則第5条の2第2項第3号

「開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。」